

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当という制度をご存知ですか？

### ○児童扶養手当とは

父母の離婚、DVなどにより、父または母と生活を共にしていない児童を養育されている家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### ○特別児童扶養手当とは

身体や精神にしょうがいのある20歳未満の児童を養育されている父母等について、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

児童扶養手当・特別児童手当を受給するには所得制限や申請に必要な書類がありますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

#### 【参考1 児童扶養手当の月額】

- ・子ども1人の場合 全部支給 43,160円  
一部支給 43,150円～10,180円（所得に応じて決定されます）
- ・子ども2人以上の加算額 2人目10,190円、3人目以降1人につき6,110円

#### 【参考2 特別児童扶養手当の月額】

- 1級 52,500円 2級 34,970円

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ 7071

## 苫小牧税務署からのお知らせ ～確定申告書等は、自分で作成してお早めに！～

令和2年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は4月15日(木)、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は4月15日(木)です。

期限間際になりますと、確定申告会場は大変混雑しますので、感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送で提出することができます。

問合せ 苫小牧税務署 ☎0144 3165（自動音声）

## 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

### ■引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

※令和3年度の自動車税種別割納税通知書を実にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

### ■変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きが可能です。

問合せ 札幌道税事務所自動車税部 ☎011-746-1190（自動音声でご案内します）

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>